

アンダーライン部は連節バスに関する部分条項

別添 2 (2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

目 次

- 第1 目的
- 第2 届出書等
- 第3 届出書等の受理等
- 第4 書面審査の審査期間等
- 第5 書面審査
- 第6 書面審査の決裁
- 第7 現車審査
- 第8 届出書等の保存期間

第1 目的

本審査要領は、規程 2-13 (並行輸入自動車) に定める並行輸入自動車に係る審査 (以下「現車審査」という。) 並びに並行輸入自動車届出書及び添付資料の審査 (以下「書面審査」という。) を適正に行うことを目的とする。

第2 届出書等

2-1 届出書及び添付資料

規程 2-13(2) の届出書及び添付資料 (以下「届出書等」という。) は、第 1 号様式による「並行輸入自動車届出書」及び表 1 に示す添付資料のうち該当する添付資料とする。

表 1 添付資料

資料名	区分	指定自動車等と同一	指定自動車等と類似	その他
1 自動車通関証明書等 (写)		○	○	○
2 指定自動車等との相違に関する資料			○	
3 製作年月日判定資料		△	△	△
4 車両諸元概要表			△	○
5 車台番号又はシリアル番号等の解説資料			△	△
6 外観四面図			○	○
7 原動機等に関する資料		△	△	○
8 排出ガス試験結果成績表		△	△	△
9 熱害試験結果成績表 (写可)		△	△	△
10 技術基準への適合性を証する書面		△	△	△
11 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面 (写可)		△	△	△
12 その他保安基準への適合性を証する書面			△	△

備考

- (1) ○印は必要な添付資料を示す。
- (2) △印は必要な添付資料について、保安基準の適用を除外されている場合、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けている場合又は 5-3 に省略できる旨が定められている場合には省略することができるものを示す。
- (3) 「指定自動車等と同一」、「指定自動車等と類似」又は「その他」として区分できる範囲は、5-1-7 に定める。
- (4) 資料名 1 から 12 の詳細は、5-3 に定める。

2-2 提出部数等

並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長（以下本要領において「事務所長等」という。）に対し、届出書を並行輸入自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。ただし、同一型式及び同一構造の複数の並行輸入自動車に係る届出書等を、同一事務所長等に同時に提出する場合にあっては、2-1 の表 1 の資料名 2、4 から 7 まで、9 及び 11 の添付資料の提出部数は、1 部とすることができる。

2-3 提出先及び提出方法

- (1) 届出者は、原則として、事務所長等が定めた提出時間帯に、事務所長等が定めた提出場所へ届出書等を提出するものとする。
- (2) 届出者は、(1) の規定にかかわらず、届出書等を郵送等による送付により提出することができる。なお、普通郵便による送付等、事務所長等への到達の事実が確認できない送付方法により届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

第 3 届出書等の受理等

3-1 受理

事務所長等は、届出者から届出書等の提出があった場合には、届出書等について、必要な書面等の有無及びその記載事項を確認し、適当であると判断されるときは、これを受理する。

3-2 不受理

事務所長等は、届出書等について、必要な書面等が不足しており、届出書等の形式的要件を欠いていると認めた場合は、当該届出書等を不受理とする。

3-2-1 不受理の通知

事務所長等は、届出書等を不受理とした場合には、その旨を届出者に通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。なお、2-3（提出先及び提出方法）(2) の郵送等による送付により届出書等が提出された場合等、事務所

長等が相対して届出書等の提出を受けていない場合にあっては、次のいずれかの方法により通知するものとする。

- ① 届出書に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
- ② 届出書に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

3-2-2 不受理通知後の取扱い

事務所長等は、3-2-1（不受理の通知）により不受理の旨を届出者に通知した場合には、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすこととなると認められるまでは、3-1（受理）の届出書等の受理は行わないものとする。

なお、3-2-1（不受理の通知）なお書①の方法により通知したにもかかわらず、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合は、届出者に届出書等を返送するものとする。

3-3 受付台帳への入力

事務所長等は、3-1（受理）により届出書等を受理したときは、届出書に受付番号及び受付印を記載又は押印し、規程別添9「業務量統計システム報告要領」に定める業務量統計システム（以下「受付台帳」という。）に受付番号、受付年月日、車台番号又はシリアル番号等の入力を行う。

3-4 届出書等の取下げ

3-4-1 取下げ願いの提出

届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、第2号様式による「新規検査等に伴う並行輸入自動車の届出書等の取下願出書」（以下「取下願出書」という。）に必要事項を記載し提出する。

3-4-2 取下げ願いの受理

- (1) 事務所長等は、届出者から取下願出書の提出があった場合は、その記載事項を確認し、適当であると判断されるときはこれを受理するとともに、届出者に届出書等を返却する。
- (2) 事務所長等は、(1)の処理をしたときは、受付台帳の備考欄に当該処理を行った旨（例：○年○月○日付け取下げ）を入力し、直ちに受付台帳の承認作業を行うものとする。

第4 書面審査の審査期間等

4-1 書面審査の審査期間

- (1) 事務所長等は、提出された届出書等について、第5（書面審査）の規定に基づき、書面審査を速やかに行うものとする。
- (2) 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。

4-2 書面審査終了の連絡

事務所長等は、届出者から届出書等が提出された際に書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認し、必要と申告のあったものについて書面審査が終了した場合には、終了したことを届出者に速やかに連絡する。

4-3 書面審査の延長

事務所長等は、審査期間内に書面審査を終了することができない場合又は5-3-10-3-1（技術基準適合証明書の審査）(3)なお書の規定により書面審査を保留する場合には、届出者にその理由を付して連絡する。

第5 書面審査

5-1 届出書（その1）の審査

5-1-1 届出者の氏名又は名称等

届出者の氏名又は名称、住所、連絡先責任者及び連絡先電話番号は、明確に記載されていなければならない。

5-1-2 輸入者の氏名又は名称等

輸入者の氏名又は名称及び住所は、自動車通関証明書等に記載されている輸入者のものと同一でなければならない。

5-1-3 車名

(1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の車名は、規程3-3-4（車名欄及び型式欄）⑥の規定により、その指定自動車等の車名とする。

(2) (1)以外の並行輸入自動車の車名は、規程3-3-4（車名欄及び型式欄）⑦の規定により、現に存する車名とする。

この場合において、「現に存する車名」は、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定する。

① 打刻届出書の提出のあった二輪自動車及び側車付二輪自動車（以下「二輪自動車等」という。）は、打刻届出書に記載されている車名

② 車台番号又はシリアル番号の様式が指定自動車等と同一であるものは、指定自動車等の車名

③ 車両識別番号（VIN）により車名を判断できるものは、その車名

④ ③以外の車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できるものは、その車名

⑤ 自動車製作者の製作証明書により車名を判断できるものは、その車名

⑥ 技術基準に適合している旨が記載されているラベル又は銘板により車名を判断できるものは、その車名

⑦ 輸出国の権限ある政府機関の発行した自動車検査証又は自動車登録証により車名を判断できるものは、その車名

⑧ 製作者のプレート又は製作者の資料等により車名を判断できるものは、その車名

(3) (2)の規定によって車名を判定できない並行輸入自動車は、車名を「不明」とする。

(4) 第7の現車審査において、次のいずれかに該当する場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず車名を「不明」とする。

① 当該並行輸入自動車の車台番号の字体及び様式が、車名判定を行った車台の

製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合

- ② 二輪自動車等であって、車台の特徴が次のいずれかに該当する等、車台の製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合

ア ハンドルポスト部又はフレームパイプの主要接合部が鋳物から鋳物以外に変更されているもの

イ 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないものであって、前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作されたことが資料等（製作者の証明、カタログ又はその他資料等）により確認できないもの

5-1-4 型式

(1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の型式は、規程 3-3-4（車名欄及び型式欄）⑥の規定により、当該指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて、前後に「-」を付した型式（-○○-）とする。

(2) (1)以外の並行輸入自動車であって、打刻届出書の提出のあった二輪自動車等の型式は、打刻届出書に記載されている型式とする。

(3) (1)及び(2)以外の並行輸入自動車及び車名を「不明」とした並行輸入自動車は、型式を「不明」とする。

5-1-5 車台番号又はシリアル番号等

車台番号又はシリアル番号等は、自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号等と同一でなければならない。

5-1-6 車体の形状

(1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」と区分される並行輸入自動車に係る車体の形状は、当該指定自動車等の車体の形状とする。

(2) 「その他」に区分される並行輸入自動車の車体の形状は、規程 3-3-8（車体の形状欄）に基づき記載するものとする。

5-1-7 指定自動車等との関連

5-1-7-1 「指定自動車等と同一」の範囲

次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」として区分することができる。

① 二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表 2 の相違項目欄のいずれかに該当するもの

② 二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表 2 の相違項目欄のいずれかに該当するもの

【例】車台番号の型式等を表す打刻の例

型式等を表す打刻 △△△

打刻様式 △△△-○○○○○

表2 「指定自動車等と同一」として区分できる相違

相違装置等	相違項目
1 原動機	<ul style="list-style-type: none"> ・最高出力、最大トルク又は圧縮比等の相違 ・気化器方式又は燃料噴射方式の相違 ・過給器及び吸気冷却器の有無の相違
2 動力伝達装置	<ul style="list-style-type: none"> ・変速比又は減速比の相違 ・変速機（手動、自動）の相違
3 走行装置	<ul style="list-style-type: none"> ・リムの材質、リムサイズ及びタイヤサイズの相違
4 かじ取装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドル位置（左ハンドル、右ハンドル）の相違 ・ハンドル径の相違 ・パワーステアリングの有無の相違
5 制動装置	<ul style="list-style-type: none"> ・マスターシリンダの相違 ・倍力装置の有無及び種類の相違 ・ABSの有無の相違
6 灯火装置	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の4灯式、2灯式の相違
7 車体	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルーフの有無の相違 ・バンパーの相違 ・後写鏡の取付位置の相違
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、車両総重量、車両重量の相違 ・遮熱板の相違（指定自動車等と同一箇所に取り付けられたものに限る。） ・排出ガス対策装置の相違（改善対策により触媒等が付けられたもの） ・車両識別番号（VIN）における組立工場記号の相違 ・車両識別番号（VIN）における年式記号の相違 ・その他軽微な相違（例：側面方向指示器の形状等）

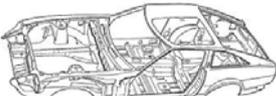
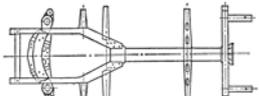
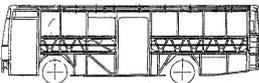
5-1-7-2 「指定自動車等と類似」の範囲

次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」と区分されるものを除き、指定自動車等と類似した構造・装置を有する「指定自動車等と類似」として区分することができる。

- ① 二輪自動車等以外のものであれば、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表3の相違項目欄のいずれにも該当しないもの
- ② 二輪自動車等であれば、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表3の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

表3 「指定自動車等と類似」として区分できない相違

「指定自動車等と類似」として区分できない事項	相違項目
1 種別（施行規則第2条の規定による。）	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車
2 用途（「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日付け自車第452号）による。）	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車

3 車体の外形	(1) 乗用自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2) 乗合自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンダフロア (3) 貨物自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラクタ、フルトレーラ、セミトレーラ、ドリー付トレーラ 等
4 車枠	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 梯子型  モノコック型  </div> <div style="text-align: center;"> 背骨型  セミモノコック型  </div> </div>
5 軸距	モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距

5-1-7-3 「その他」の範囲

「指定自動車等と同一」及び「指定自動車等と類似」以外の並行輸入自動車は、「その他」と区分する。

5-1-7-4 改造により装置が変更されている並行輸入自動車

改造により装置が変更されている並行輸入自動車の指定自動車等との関連の判定は、変更後の状態で行う。

5-1-8 指定自動車等の型式等

「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式等が届出書に記載されていなければならない。

5-1-9 指定自動車等との相違点

「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、当該並行輸入自動車と類似する指定自動車等の構造・装置についての相違項目（5-1-7-1表2の相違項目欄に掲げる相違を除く。）が届出書に記載されていなければならない。

5-2 届出書（その2）の審査

5-2-1 車台番号（シリアル番号）等様式の解説

当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号（プレート表示を含む。）の解説が届出書に記載されていること。

5-2-2 車台番号

(1) 次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、

その番号を車台番号とする。

- ① 打刻様式及び打刻字体が指定自動車等の車台番号と同一と認められる車台番号
 - ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等にあつては、打刻届出書に記載されている車台番号
 - ③ 自動車製作者等の資料により、当該並行輸入自動車を特定できる車台番号
- (2) (1)以外の並行輸入自動車及び車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる並行輸入自動車は、規程 2-18（車台番号等の打刻作業等）の規定により、職権による打刻が必要である旨を国土交通省へ連絡する。

5-2-3 原動機打刻等様式の解説

原動機の打刻番号及び鋳造浮出し（以下「原動機打刻番号等」という。）又はプレート表示の様式の解説が記載されていること。

5-2-4 原動機型式

(1) 原動機型式は、次の規定を順次適用することにより判定する。

- ① 原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機は、指定自動車等の原動機型式
 - ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機型式
 - ③ 容易に確認することができる原動機打刻番号等により総排気量を判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等
 - ④ 原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであつて、当該原動機打刻番号等に係る資料により総排気量を判定できる原動機は、その原動機打刻番号等
 - ⑤ 原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであつて、当該原動機打刻番号等に係る資料により当該並行輸入自動車に搭載されている原動機であることが判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等（8桁を超えるものは、1桁目から8桁目までの原動機打刻番号等とする。）
- (2) (1)①の原動機であつて、原動機に表示されている原動機打刻番号等と原動機型式が読み替えにより相違しているものは、(1)③から⑤により判定する。

【例】

原動機打刻番号等 → 原動機型式
△△△△ （読み替え） ○○

(3) (1)及び(2)以外の原動機は、規程 2-18（車台番号等の打刻作業等）の規定により、職権による打刻が必要である旨を国土交通省へ連絡する。

5-2-5 原動機の総排気量

原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定する。なお、次の規定により特定ができない原動機にあつては、その他方法による実測により総排気量を特定する。

- ① 5-2-4（原動機型式）(1)①及び(2)により原動機型式の判定を行った原動機は、指定自動車等と同一の総排気量

- ② 原動機打刻番号等（プレート表示を含む。）に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量
- ③ 打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量が表示されている原動機は、その総排気量
- ④ 車台番号又はシリアル番号等に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量
- ⑤ 自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量が表示されている原動機は、その総排気量
- ⑥ 資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、第3号様式（総排気量計算書）を用いて算定された総排気量

5-2-6 保安基準に適合させるための改善事項

保安基準に適合させるための改善事項がある並行輸入自動車は、その改善内容が届出書に記載されていなければならない。

5-3 表1（添付資料）に定める添付資料の審査

5-3-1 自動車通関証明書等（写）

(1) 自動車通関証明書等の写しは、次に掲げる証明書等の写しでなければならない。

- ① 自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）
- ② 輸入申告書（受理印のあるものであって、自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）
- ③ 二輪自動車等の打刻届出書

(2) 事務所長等は、(1)の自動車通関証明書等の写しが添付資料として提出された場合には、3-1（受理）の届出書等を受理する際、届出者に対し同証明書等の原本の提示を求め、同証明書等の写しと原本との照合を行うものとする。ただし、事務所長等が相対して届出書等の提出を受けていない場合にあっては、7-1（現車審査の実施）の現車審査の際に行うことができるものとする。

なお、(1)の自動車通関証明書等の写しが添付資料として提出された場合において、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本を照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。

5-3-2 指定自動車等との相違に関する資料

指定自動車等との相違に関する資料は、届出書（その1）の「指定自動車等との相違点」欄に記載された内容が確認できるものでなければならない。

5-3-3 製作年月日判定資料

5-3-3-1 製作年月日判定資料の審査

製作年月日判定資料は、規程2-5（製作年月日）②イからケのいずれかの規定により製作年月日を判定する場合の根拠となる資料でなければならない。

5-3-3-2 製作年月日判定資料の省略

規程2-5（製作年月日）の判定を5-3-1（自動車通関証明書等(写)）(1)①から③のいずれかの資料により行う場合には、製作年月日判定資料を省略するこ

とができる。

5-3-4 車両諸元概要表

5-3-4-1 車両諸元概要表の様式

車両諸元概要表の様式は、次の区分毎に定める様式とする。

なお、電気自動車等にあつては、次の①から⑤の他、第19号様式とする。

① 乗用自動車	第4号様式
② 乗合、貨物又は特種用途自動車	第5号様式
③ 二輪自動車等	第6号様式
④ 大型特殊自動車	第7号様式
⑤ 被牽引自動車	第8号様式

5-3-4-2 車両諸元概要表の審査

車両諸元概要表は、当該並行輸入自動車の構造及び装置が適切に確認できるように記載されていないなければならない。

5-3-4-3 車両諸元概要表の省略

当該並行輸入自動車が「指定自動車等と類似」に区分され、届出書（その1）の「指定自動車等との相違点」欄に指定自動車等と相違する事項を車両諸元概要表に準じて記載したものを提出する場合は、車両諸元概要表（第19号様式を除く。）を省略することができる。

5-3-5 車台番号又はシリアル番号等の解説資料

5-3-5-1 車台番号又はシリアル番号等の解説資料の審査

車台番号又はシリアル番号等の解説資料は、届出書（その2）の「車台番号（シリアル番号）等様式の解説」欄の記載内容が確認できるものでなければならない。

5-3-5-2 車台番号又はシリアル番号等の解説資料の省略

次のいずれかに該当する場合は、車台番号又はシリアル番号等の解説資料を省略することができる。

(1) 当該並行輸入自動車が「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号等の様式が一連番号等を除き、指定自動車等と同一の場合

(2) 5-2-1（車台番号（シリアル番号）等様式の解説）の解説により、次に掲げるいずれの事項も判定しない場合

- ① 車名
- ② 製作年月日
- ③ 原動機の総排気量
- ④ 適用する保安基準を特定するための自動車の用途等の区分
- ⑤ 各種試験成績書に記載されている試験自動車との同一性

5-3-6 外観四面図

外観四面図は、外観の形状を明確に確認できるものでなければならない。

この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。

5-3-7 原動機等に関する資料

5-3-7-1 原動機等に関する資料の審査

(1) 原動機等に関する資料は、次の項目が確認できるものでなければならない。

- ① 総排気量、最高出力及び最高出力時回転数
- ② 排出ガス試験結果成績表の提出があるものは、使用燃料、変速機及び減速比

(2) 電気自動車等に関する資料は、次の項目が確認できるものでなければならない。

- ① 駆動用電動機の定格電圧
- ② 駆動用電動機の定格出力及び定格回転数
- ③ 駆動用電動機の最大トルク及び最大トルク時回転数
- ④ 駆動用蓄電池の種類及び形式
- ⑤ 規程4-25-1-1(2)の感電防止に関する図面、写真又は規程4-25-1-1(3)③に適合していることを証する書面
- ⑥ 4-25-1-2(1)⑥の適用を受ける自動車にあっては、同規定に関する図面
- ⑦ 4-25-1-2(1)⑦の適用を受ける自動車にあっては、同規定に適合していることを証する書面

5-3-7-2 原動機等に関する資料の省略

次の各号のいずれかに該当する場合は、原動機等に関する資料のうち、それぞれ各号に掲げる資料を省略することができる。

(1) 当該並行輸入自動車が「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車に搭載されている原動機等の5-3-7-1(原動機等に関する資料の審査)に規定する項目が該当する指定自動車等と同一である場合は、同一である項目に関する資料

(2) 次に掲げる事項が第7の現車審査において確認できる場合は、該当する事項に関する資料

- ① 総排気量が表示されているプレート又は原動機の鋳造浮出し
- ② 減速比を表示したディファレンシャル・ケース付近のプレート又は刻印等

(3) 規程4-25-1の適用を受けない自動車又は適用を除外されている自動車は、5-3-7-1(2)⑤から⑦に関する資料

5-3-8 排出ガス試験結果成績表

5-3-8-1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1) 排出ガス試験結果成績表は、「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」(平成3年6月28日付け地技第168号)に定める自動車排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が発行した本通(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの。)でなければならない。

- ① 公益財団法人日本自動車輸送技術協会
(住所) 東京都千代田区六番町6
- ② 財団法人日本車両検査協会

- (住所) 東京都北区豊島 7-26-28
- ③ 一般財団法人日本自動車研究所
(住所) 東京都港区芝大門 1-1-30
- ④ 公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所
(住所) 東京都江東区新砂 1-7-5
- (2) 排出ガス試験結果成績表の自動車車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものと一致していなければならない。
- (3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、「表4の車両重量」を「表4の試験自動車重量(空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。以下同じ。)」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。
- ① 最大積載量が指定されている自動車にあっては、1人の人員(55kgとする。以下同じ)が乗車し、かつ、最大積載量の2分の1の重量を積載した状態
- ② 乗車定員が11人以上の自動車にあっては、乗車定員の2分の1の人員が乗車した状態
- ③ セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、1人の人員が乗車し、かつ、空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態(ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態」とあるのを、第五輪荷重が8000kg未満の牽引自動車にあっては「第五輪荷重の1.5倍の重量を積載した状態」、第五輪荷重が8000kg以上の牽引自動車にあっては「17726kgを積載した状態」と読み替えて適用することができるものとする。)

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

(二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合)

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	～ 452	500
2	453～ 577	625
3	578～ 702	750
4	703～ 827	875
5	828～1015	1,000
6	1016～1265	1,250
7	1266～1515	1,500

8	1 5 1 6 ~ 1 7 6 5	1, 7 5 0
9	1 7 6 6 ~ 2 0 1 5	2, 0 0 0
10	2 0 1 6 ~ 2 2 6 5	2, 2 5 0
11	2 2 6 6 ~ 2 5 1 5	2, 5 0 0
12	2 5 1 6 ~ 2 7 6 5	2, 7 5 0
13	2 7 6 6 ~ 3 1 4 0	3, 0 0 0
	以下 5 0 0 kg とび	

(二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合)

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	~ 3 7 0	4 5 5
2	3 7 1 ~ 4 3 0	5 1 0
3	4 3 1 ~ 4 8 5	5 7 0
4	4 8 6 ~ 5 4 0	6 2 5
5	5 4 1 ~ 6 0 0	6 8 0
6	6 0 1 ~ 6 5 5	7 4 0
7	6 5 6 ~ 7 4 0	8 0 0
8	7 4 1 ~ 8 5 5	9 1 0
9	8 5 6 ~ 9 7 0	1, 0 2 0
10	9 7 1 ~ 1 0 8 0	1, 1 3 0
11	1 0 8 1 ~ 1 1 9 5	1, 2 5 0
12	1 1 9 6 ~ 1 3 1 0	1, 3 6 0
13	1 3 1 1 ~ 1 4 2 0	1, 4 7 0
14	1 4 2 1 ~ 1 5 3 0	1, 5 9 0
15	1 5 3 1 ~ 1 6 5 0	1, 7 0 0
16	1 6 5 1 ~ 1 7 6 0	1, 8 1 0
17	1 7 6 1 ~ 1 8 7 0	1, 9 3 0
18	1 8 7 1 ~ 1 9 9 0	2, 0 4 0
19	1 9 9 1 ~ 2 1 0 0	2, 1 5 0
20	2 1 0 1 ~ 2 2 7 0	2, 2 7 0
21	2 2 7 1 ~ 2 5 1 5	2, 5 0 0
22	2 5 1 6 ~ 2 7 6 5	2, 7 5 0
23	2 7 6 6 ~ 3 1 4 0	3, 0 0 0
24	3 1 4 1 ~ 3 6 4 0	3, 5 0 0
	以下 5 0 0 kg とび	

(二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。) を用いた場合)

ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	1 8 7 6 ~ 2 1 2 5	2 0 0 0
2	2 1 2 6 ~ 2 3 7 5	2 2 5 0
3	2 3 7 6 ~ 2 6 2 5	2 5 0 0
4	2 6 2 6 ~ 2 8 7 5	2 7 5 0

5	2 8 7 6 ~ 3 1 2 5	3 0 0 0
6	3 1 2 6 ~ 3 3 7 5	3 2 5 0
7	3 3 7 6 ~ 3 6 2 5	3 5 0 0
8	3 6 2 6 ~ 3 8 7 5	3 7 5 0
9	3 8 7 6 ~ 4 2 5 0	4 0 0 0
10	4 2 5 1 ~ 4 7 5 0	4 5 0 0
11	4 7 5 1 ~ 5 2 5 0	5 0 0 0
12	5 2 5 1 ~ 5 7 5 0	5 5 0 0
13	5 7 5 1 ~ 6 2 5 0	6 0 0 0
	以下 5 0 0 kg とび	

(二輪自動車等 (WMTC モード以外))

ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	~ 3 0		8 0
2	3 1 ~ 4 0		9 0
3	4 1 ~ 5 0		1 0 0
4	5 1 ~ 6 0	~ 5	1 1 0
5	6 1 ~ 7 0	6 ~ 1 5	1 2 0
6	7 1 ~ 8 0	1 6 ~ 2 5	1 3 0
7	8 1 ~ 9 0	2 6 ~ 3 5	1 4 0
8	9 1 ~ 1 1 0	3 6 ~ 5 5	1 5 0
9	1 1 1 ~ 1 3 0	5 6 ~ 7 5	1 7 0
10	1 3 1 ~ 1 5 0	7 6 ~ 9 5	1 9 0
11	1 5 1 ~ 1 7 0	9 6 ~ 1 1 5	2 1 0
12	1 7 1 ~ 1 9 0	1 1 6 ~ 1 3 5	2 3 0
13	1 9 1 ~ 2 1 5	1 3 6 ~ 1 6 0	2 6 0
14	2 1 6 ~ 2 4 5	1 6 1 ~ 1 9 0	2 8 0
15	2 4 6 ~ 2 7 5	1 9 1 ~ 2 2 0	3 1 0
16	2 7 6 ~ 3 0 5	2 2 1 ~ 2 5 0	3 4 0
17	3 0 6 ~ 3 4 0	2 5 1 ~ 2 8 5	3 8 0
18	3 4 1 ~ 3 8 0	2 8 6 ~ 3 2 5	4 1 0
	以下 4 0 kg とび		

(二輪自動車等 (WMTC モード))

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	~ 3 0	1 0 0
2	3 1 ~ 4 0	1 1 0
3	4 1 ~ 5 0	1 2 0
4	5 1 ~ 6 0	1 3 0
5	6 1 ~ 7 0	1 4 0
6	7 1 ~ 8 0	1 5 0
7	8 1 ~ 9 0	1 6 0
8	9 1 ~ 1 0 0	1 7 0
9	1 0 1 ~ 1 1 0	1 8 0
10	1 1 1 ~ 1 2 0	1 9 0

11	1 2 1 ~ 1 3 0	2 0 0
12	1 3 1 ~ 1 4 0	2 1 0
13	1 4 1 ~ 1 5 0	2 2 0
14	1 5 1 ~ 1 6 0	2 3 0
15	1 6 1 ~ 1 7 0	2 4 0
16	1 7 1 ~ 1 8 0	2 5 0
17	1 8 1 ~ 1 9 0	2 6 0
18	1 9 1 ~ 2 0 0	2 7 0
19	2 0 1 ~ 2 1 0	2 8 0
20	2 1 1 ~ 2 2 0	2 9 0
21	2 2 1 ~ 2 3 0	3 0 0
22	2 3 1 ~ 2 4 0	3 1 0
23	2 4 1 ~ 2 5 0	3 2 0
24	2 5 1 ~ 2 6 0	3 3 0
25	2 6 1 ~ 2 7 0	3 4 0
26	2 7 1 ~ 2 8 0	3 5 0
27	2 8 1 ~ 2 9 0	3 6 0
28	2 9 1 ~ 3 0 0	3 7 0
29	3 0 1 ~ 3 1 0	3 8 0
30	3 1 1 ~ 3 2 0	3 9 0
31	3 2 1 ~ 3 3 0	4 0 0
32	3 3 1 ~ 3 4 0	4 1 0
33	3 4 1 ~ 3 5 0	4 2 0
34	3 5 1 ~ 3 6 0	4 3 0
35	3 6 1 ~ 3 7 0	4 4 0
36	3 7 1 ~ 3 8 0	4 5 0
37	3 8 1 ~ 3 9 0	4 6 0
38	3 9 1 ~ 4 0 0	4 7 0
39	4 0 1 ~ 4 1 0	4 8 0
40	4 1 1 ~ 4 2 0	4 9 0
41	4 2 1 ~ 4 3 0	5 0 0
	以下 1 0 kg とび	

(4) 排出ガス試験結果成績表に記載されている排出ガス量は、当該並行輸入自動車に適用される規程 4-50（排気管からの排出ガス発散防止性能）の規定に適合していなければならない。

(5) 排出ガス試験結果成績表に記載されている総排気量、最高出力、最高出力時回転数、使用燃料、変速機、及び減速比及び最高速度（二輪自動車等で WMTc モードにより排出ガス試験を実施した自動車以外は、最高速度を除く。）は、添付資料により確認できなければならない。ただし、5-3-7-2（原動機等に関する資料の省略）に該当する場合にあっては、この限りでない。

5-3-8-2 排出ガス基準適合証明書

排出ガス基準適合証明書〔「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」(平成3年6月28日付け地技第156号)記2.(2)ロの規定及び「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」(平成3年6月28日付け地技第168号)記6.の規定に基づく書面をいう。以下同じ。〕の提出があった場合には、当該書面をもって排出ガス試験結果成績表に代えることができるものとする。この場合において、排出ガス基準適合証明書の車台番号(又はシリアル番号)欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものと一致していなければならない。

5-3-8-3 特種用途自動車の排出ガス規制

- (1) 5-3-8-1(排出ガス試験結果成績表の審査)(4)の場合において、特種用途自動車には、自動車製作者が自動車を組立製作工場から出荷した状態の自動車(以下「ベース車」という。)に適用される排出ガス規制を適用する。
- (2) 次の規定を順次適用することにより、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、ベース車が乗用車であると判断する。
 - ① 車両識別番号(VIN)が乗用車部門に区分されているもの。なお、米国製の自動車又は仕向地が米国である自動車に係る乗用車部門の区分については、米国保険犯罪局(NICB)発行の乗用車識別要領(Passenger Vehicle Identification Manual)の区分によるものとする。
 - ② 欧州経済共同体指令に基づき自動車製作者が発行する完成車の適合証明書(以下「COCペーパー」という。)の提出のあるもので、COCペーパーに記載されたカテゴリーがM₁又はM₂(乗車定員10人以下のものに限る。)であるもの
 - ③ 新型届出資料の車台番号又はシリアル番号の様式解説及び説明資料(カタログ等)により乗用車であると判定できるもの
 - ④ 当該並行輸入自動車に装着されている特種用途の設備を除いた状態で、「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け自車第452号。以下「用途区分通達」という。)により乗用車であると判定できるもの

5-3-9 熱害試験結果成績表

5-3-9-1 熱害試験結果成績表の審査

- (1) 熱害試験結果成績表は、5-3-8-1(排出ガス試験結果成績表の審査)(1)の公的試験機関が発行した正本又はその写し(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印された正本を提示のうえ、これと照合したものに限る。)でなければならない。
- (2) 熱害試験結果成績表に記載されている試験実施車両の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号(一連番号を除く。)が一致していなければならない。

ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違内容が自動車型式認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」の別表第1(自動車等の同一型式範囲)に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないことが添付資料により確認できる場合にあつては、この限りでない。

- (3) 熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書（その2）に記載されている当該並行輸入自動車の車両総重量が該当する表5の車両総重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表5 熱害試験結果成績表の等価慣性重量

ランク	車両総重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	～ 562	500
2	563～ 687	625
3	688～ 812	750
4	813～ 937	875
5	938～ 1125	1,000
6	1126～ 1375	1,250
7	1376～ 1625	1,500
8	1626～ 1875	1,750
9	1876～ 2125	2,000
10	2126～ 2375	2,250
11	2376～ 2625	2,500
12	2626～ 2875	2,750
13	2876～ 3250	3,000
	以下500kgとび	

- (4) 熱害試験結果成績表に記載されている試験結果は、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合していなければならない。
- (5) 熱害試験結果成績表に記載されている総排気量、変速機及び一酸化炭素等発散防止装置は、提出された排出ガス試験結果成績表に記載されているものと同一でなければならない。

5-3-10 技術基準への適合性を証する書面

5-3-10-1 適用される技術基準

技術基準への適合性を証する書面は、次に掲げる技術基準のうち、当該並行輸入自動車に適用されるものへの適合性を証するものでなければならない。

- ① 細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」
- ② 細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第12号の技術的な要件）
- ③ 細目告示別添9「イモビライザの技術基準」
- ④ 細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」
- ⑤ 細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」
- ⑥ 細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」
- ⑦ 細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第78号の技術的な要件）
- ⑧ 細目告示別添14「制動液漏れ警報装置の技術基準」
- ⑨ 細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」
- ⑩ 細目告示別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」
- ⑪ 細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」
- ⑫ 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」

- ⑬ 細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 95 号の技術的な要件）
- ⑭ 細目告示別添 25「突入防止装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 58 号の技術的な要件）
- ⑮ 細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」
- ⑯ 細目告示別添 28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」
- ⑰ 細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 17 号及び協定規則第 80 号の技術的な要件）
- ⑱ 細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 14 号の技術的な要件）
- ⑲ 細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 16 号の技術的な要件）
- ⑳ 細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」
- ㉑ 細目告示別添 35「年少者用補助乗車装置の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 44 号）
- ㉒ 細目告示別添 36「とびらの開放防止の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 11 号の技術的な要件）
- ㉓ 細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」
- ㉔ 細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」
- ㉕ 細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」
- ㉖ 細目告示別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」
- ㉗ 細目告示別添 91「連節バスの構造要件」
- ㉘ 細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」
- ㉙ 細目告示別添 93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」
- ㉚ 細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」
- ㉛ 細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」
- ㉜ 細目告示別添 101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」
- ㉝ 細目告示別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」（協定規則を適用する場合には、協定規則第 94 号の技術的な要件）
- ㉞ 規程別添 10「ワンマンバスの構造要件」
- ㉟ 協定規則第 123 号の技術的な要件（配光可変型前照灯）
- ㊱ 細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」
- ㊲ 細目告示別添 111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」
- ㊳ 協定規則第 14 号の技術的な要件（年少者用補助乗車装置取付具に係る基準に限る）

5-3-10-2 技術基準への適合性を証する書面の種類

- (1) 技術基準への適合性を証する書面は、次のいずれかの書面でなければならない。
 - ① 技術基準適合証明書
 - ② 技術基準の試験成績書
- (2) (1)①の「技術基準適合証明書」とは、当該並行輸入自動車は技術基準と同等とされている外国基準へ適合していることを証する書面であって、当該並行輸入

自動車を製作した者が証明した書面の原本をいう。

(3) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準適合証明書であって、次の①から⑤までの要領により取り扱われた場合の②又は③のものは、(2)の当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面の原本と見なす。

- ① 事務所長等は、提出された技術基準適合証明書の原本に受付印を押印し、受付年月日及び受付番号を記載する。
- ② 事務所長等は、①の写しに原本を照合した旨の記載及び受付印の押印を行い、受付印による原本との割印を行ったうえで、届出者に当該写しを返付する。
- ③ 届出者は、②により返付されたものの写しに当該届出者の印鑑を押印する。
- ④ ②を行った事務所長等は、他の事務所長等からの照会に対応できるよう、技術基準適合証明書の原本を保管する。
- ⑤ 他の事務所長等は、②及び③の取扱いによる技術基準適合証明書の写しに疑義が生じた場合には、当該写しを返付した事務所長等に照会を行う。

【例】技術基準適合証明書の取扱い例

① (原本)



② (写し)



③ (②の写しに当該届出者の印鑑を押印したもの)



(4) (1)②の「技術基準の試験成績書」とは、当該並行輸入自動車に適用される技術基準の試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し）であって、次の試験機関が発行したものをいう。

- ① 財団法人日本自動車研究所
（住所）茨城県つくば市荻間 2530
- ② 独立行政法人交通安全環境研究所が指定した表 6 の外国の試験機関

表6 独立行政法人交通安全環境研究所が指定した外国の試験機関

国名	試験機関名	住所	代表的な試験項目
米国	・Calspan Corporation	・4455 Genesee Street Buffalo, NY 14225 USA	前面衝突時の乗員保護試験
	・MGA Research Corporation	・5000 Warren Road Burlington, WI 53105 USA	前面衝突時の乗員保護試験
	・Transportation Research Center Inc.	・10820 State Route 347, East Liberty, OH 43319 USA	前面衝突時の乗員保護試験 側面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
ドイツ	・TÜV Automotive GmbH	・Daimlerstr. 11, D-85748 Garching Germany	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・TÜV Kraftfahrt GmbH	・Am Grauen Stein, 51105 Köln Germany	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・TÜV Nord Strasseverkehr GmbH	・Am TÜV 1, D-30519 Hannover Germany	乗用車の制動装置試験
	・TÜH Staatlich Technische Überwachung Hessen	・Rüdesheimer Str. 119, D-64285 Darmstadt Germany	乗用車の制動装置試験
スペイン	・Applus+IDIADA	・L' Albornar-P0 Box20, E-43710 Santa Oliva Spain	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
フランス	・UTAC	・Autodrome de Linas-Montlhery-BP212, F-91311 Montlhery Cedex France	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
オランダ	・Vehicle technology and information centre	・Europaweg 205, P. O. Box777, 2700 AT Zoetermeer Netherland	乗用車の制動装置試験
英国	・Vehicle Certification Agency	・1 The Eastgate Office Centre, Eastgate Road Bristol BS 56 XX, United Kingdom	前面衝突時の乗員保護試験

5-3-10-3 技術基準への適合性を証する書面の審査

5-3-10-3-1 技術基準適合証明書の審査

- (1) 技術基準適合証明書は、当該証明書が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びFAX番号が明記されたものでなければならない。
- (2) 事務所長等は、別表第1（同等外国基準等）に定める技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車は技術基準に適合していると判断する。
- (3) 事務所長等は、別表第1（同等外国基準等）に定める技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されているが、当該証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、自動車検査法人本部業務部業務課（以下「業務課」という。）へ照会のうえ判断する。また、業務課において判断できない場合には、国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課へ照会のうえ判断する。

なお、照会中は書面審査を保留とし、この場合の処理期間は、原則として1か月以内とする。

5-3-10-3-2 技術基準適合証明書の真正性の照会

(1) 5-3-10-3-1 (技術基準適合証明書の審査) (3)による技術基準適合証明書の真正性の照会は、次によるものとする。

① 事務所長等は、技術基準適合証明書について真正性の照会が必要な場合には、第9号様式(技術基準適合証明書照会台帳(検査部・事務所用))に必要事項を記入し、第11号様式(技術基準適合証明書の真正性の判定について(検査部・事務所用))及び技術基準適合証明書の写し(原本を照合してその旨を記載したもの)を業務課あてに送付する。この場合、事務所にあつては管轄する検査部(沖縄、宮古及び八重山の各事務所にあつては、沖縄事務所)を経由して照会を行う。

② 業務課は、①の検査部からの照会について国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課へ照会が必要な場合には、第10号様式(技術基準適合証明書照会台帳(本部用))に必要事項を記入し、第12号様式(技術基準適合証明書の真正性の判定について(本部用))及び検査部より送付された技術基準適合証明書の写しを送付する。

(2) 技術基準適合証明書の真正性の確認結果について、業務課又は検査部は、第11号様式(技術基準適合証明書の真正性の判定について(検査部・事務所用))に判定結果等の記載を行い照会元へ返付する。

5-3-10-3-3 技術基準の試験成績書の審査

(1) 技術基準の試験成績書は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

① 「新型自動車の試験方法について」(昭和46年10月20日付け自車第669号)の各試験項目毎に規定されている試験成績書の様式であつて、試験計測データが記載されたものであること。

② 5-3-10-1(適用される技術基準)①、④から⑦まで、⑨、⑪から⑬まで及び⑳の技術基準の試験成績書にあつては、次の書面が添付されたものであること。

ア 試験自動車の試験実施前の写真であつて、試験自動車の構造・装置と当該並行輸入自動車の構造・装置が同一であることが確認できるもの

イ 試験実施後の試験自動車の構造・装置の状況が確認できる写真

(2) 5-3-10-1(適用される技術基準)②、③、⑧、⑩及び⑭から⑰までの技術基準の試験成績書にあつては、試験に係る装置の構造と当該並行輸入自動車の技術基準に係る装置の構造が同一でなければならない。

(3) 5-3-10-1(適用される技術基準)①の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあつては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。

① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であつて、次のア又はイに該当する相違以外のものが、5-1-7-1の表2(「指定自動車等と同一」として区分できる相違)の相違項目欄のいずれかに該当すること。

ア 軸距の相違

イ 車体の外形の相違であって、ボンネットとバン又はキャブオーバとバンの相違

- ② 試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合は、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車枠の構造が同一であることが添付資料により明確であること。
 - ③ 技術基準の試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと同様式・記号（一連番号を除く。）が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が①の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。
- (4) 5-3-10-1（適用される技術基準）④から⑦まで及び⑨の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあつては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。
- ① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であつて、次のア、イ又はウに該当する相違以外のものが、5-1-7-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。
 - ア 原動機の相違（総排気量、燃料の種類等の相違を含む。）
 - イ 軸距の相違（モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距を含む。）
 - ウ 車体の外形の相違であつて、次に該当するもの
 - a 乗用自動車にあつては、車体の形状が箱型とステーションワゴンと幌型
 - b 貨物自動車にあつては、バンとピックアップ、バンとボンネット又はバンとキャブオーバ
 - ② 試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合は、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車枠の構造が同一であることが添付資料により明確であること。
 - ③ 技術基準の試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと同様式・記号（一連番号を除く。）が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が①の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。
 - ④ 第7の現車審査において、(1)②の写真等により制動形式等を比較したときに、次のものに相違がないこと。
 - ア 制動形式（ディスク、ドラム）
 - イ マスタ・シリンダ形式（シングル、タンデム、デュアル）
 - ウ 制動倍力装置の有無及び形式（真空式、液圧式、空気式）
 - エ 制動力制御方式（ABS等の有無）
 - オ 駐車ブレーキ操作方式（足踏式、ステッキ式、レバー式）
- (5) 5-3-10-1（適用される技術基準）⑪から⑬まで及び⑳の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあつては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。

① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア、イ又はウ（5-3-10-1（適用される技術基準）⑬の技術基準に係る試験成績書にあっては、ア）に該当する相違以外のものが5-1-7-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。

ア 原動機の相違（総排気量、燃料の種類等の相違を含む。）

イ 軸距の相違（モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距を含む。）

ウ 車体の外形の相違であって、次に該当するもの

a 乗用自動車にあっては、車体の形状が箱型とステーションワゴンと幌型（運転者席より前方の部分の車枠及び車体の構造の相違がないものに限る。）

b 貨物自動車にあっては、バンとピックアップ又はバンとボンネット

② 試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合は、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車枠の構造が同一であることが添付資料により明確であること。

③ 技術基準の試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと同様式・記号（一連番号を除く。）が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号相違の内容が①の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。

(6) 事務所長等は、技術基準の試験成績書に記載されている試験成績が5-3-10-1（適用される技術基準）に規定する技術基準に適合し、かつ、(2)、(3)、(4)又は(5)の規定に適合する場合は、当該並行輸入自動車が当該技術基準に適合していると判断する。

(7) 事務所長等は、独立行政法人交通安全環境研究所が指定した外国の試験機関が発行した技術基準の試験成績書について、当該試験成績書に記載された試験データにより別表第1（同等外国基準等）に定める技術基準と同等とされている外国基準に適合していることが確認できる場合には、(1)から(5)の規定にかかわらず、試験自動車が当該技術基準に適合していると判断する。

なお、当該試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合には、次のいずれかにより判断するものとする。

① 5-3-10-1（適用される技術基準）②、③、⑧、⑩及び⑭から⑰までの技術基準にあっては、(2)の規定を準用する。

② 5-3-10-1（適用される技術基準）①の技術基準にあっては、(3)の規定を準用する。

③ 5-3-10-1（適用される技術基準）④から⑦まで及び⑨の技術基準にあっては、(4)の規定を準用する。

④ 5-3-10-1（適用される技術基準）⑪から⑬まで及び⑱の技術基準にあっては、(5)の規定を準用する。

5-3-10-4 技術基準への適合性を証する書面の省略

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ各号に掲げる技術基準への適合性を証

する書面を省略することができる。この場合において、①又は②に該当するもののうち制動装置に係る技術基準にあっては、制動装置に係る構造・装置について、5-3-10-3-3（技術基準の試験成績書の審査）(4)④アからオまでのいずれかの構造が指定自動車等と相違する場合は、制動装置に係る構造・装置が同一でないものとする。

- ① 当該並行輸入自動車が「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車の技術基準に係る構造・装置と該当する指定自動車等が適合している技術基準に係る構造・装置が同一である場合には、当該構造・装置が同一である技術基準
- ② 当該並行輸入自動車が指定自動車等と軸距のみが相違（指定自動車等と軸距のみが相違していることが添付資料により確認できるものに限る。）していることにより「その他」に区分される場合であって、当該並行輸入自動車の技術基準に係る構造・装置と該当する指定自動車等が適合している技術基準に係る構造・装置が同一であるものは、当該構造・装置が同一である技術基準（側面衝突時の乗員保護に係る技術基準を除く。）
- ③ 当該並行輸入自動車が別表第1（同等外国基準等）の細目告示別添の技術基準の欄に掲げる技術基準に応じ、それぞれ同表の技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合の欄に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、当該技術基準

5-3-10-5 特種用途自動車への技術基準の適用

特種用途自動車には、ベース車に適用される技術基準を適用する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、貨物自動車に適用される技術基準を適用する。

- ① 最大積載量 500 kg を超える特種用途自動車
- ② 用途区分通達 4-1-3③(1) に規定する特種用途自動車

【例】②の特種用途自動車の例

冷蔵冷凍車、販売車、現金輸送車、タンク車 等

5-3-11 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面

5-3-11-1 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面の種類

消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面は、次のいずれかの書面でなければならない。

ただし、欧州連合指令に基づく年間生産台数が 500 台未満の少数生産車（車両識別番号の WMI (World Manufacturer Identifier) の 3 桁目の記号が「9」である自動車。以下「少数生産車」という。）にあっては、①、④、⑥のいずれかの書面とする。

- ① 加速走行騒音試験結果成績表
- ② 欧州連合指令 (70/156/EEC 又は 2002/24/EEC) に基づく適合証明書（以下「COC ペーパー」という。）。
- ③ 欧州連合 (EU) 加盟国において生産された自動車のものであって、欧州連合 (EU) に加盟する国の政府が発行する自動車登録証又は自動車検査証（以下「EU

加盟国の自動車検査証等」という。)

- ④ 協定規則第51号又は欧州連合指令70/157/EECに適合する旨の認可書の写し(以下「ECER51又は70/157/EEC認可書」という。)
- ⑤ 欧州連合指令に基づく総合車両型式認可を受けた自動車に貼付されている総合車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート(以下「WVTAプレート」という。)の写真。
- ⑥ 協定規則第51号に基づく認可マークの車両識別表示(以下「車両データプレート」という。)の写真。

5-3-11-2 協定規則と同等の欧州連合指令

規程4-48-2-2(3)①エ、オ及び②イの「同等の欧州連合指令」とは、表7に掲げる欧州連合指令をいう。

表7 協定規則と同等の欧州連合指令

協定規則 (ECE) 番号	協定規則と同等な欧州連合指令 (EEC 指令) 番号
第9号	78/1015/EEC 又は 97/24/EEC
第41号	78/1015/EEC 又は 97/24/EEC
第51号	70/157/EEC
第59号	
第92号	97/24/EEC
備考	
1. 協定規則 (ECE) 概要	
第9号：側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定	
第41号：二輪自動車が発生する騒音に関する規定	
第51号：四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定	
第59号：乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定	
第92号：二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)の交換用消音器に関する規定	
2. 欧州連合指令 (EEC 指令) 概要	
78/1015/EEC：二輪自動車が発生する騒音に関する規定	
97/24/EEC：二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の換用消音器に関する規定を含む。)	
70/157/EEC：四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定	

5-3-11-3 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面の審査

5-3-11-3-1 加速走行騒音試験結果成績表の審査

(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した加速走行騒音試験結果成績表の本通(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの。)と照合した写しでなければならない。

なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていなければならない。

- ① 財団法人日本自動車輸送技術協会
(住所) 東京都千代田区六番町6
- ② 財団法人日本車両検査協会
(住所) 東京都北区豊島7-26-28

③ 財団法人日本自動車研究所

(住所) 東京都港区芝大門 1 - 1 - 30

④ 株式会社 JQR

(住所) 神奈川県相模原市中央区淵野辺 3-8-17-1303

(2) 加速走行騒音試験結果成績表の自動車車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものとは一致していなければならない。

(3) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている加速走行騒音値が 82 dB 以下でなければならない。

(4) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表の当該項目と同一でなければならない。

ただし、変速機の種類の項目について、排出ガス試験結果成績表の当該項目と相違する場合であっても、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合に限り、当該項目は同一とみなすものとする。

(5) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている試験自動車の車両総重量は、届出書 (その 2) に記載された車両総重量と同一でなければならない。なお、検査申請車両の車両総重量が当該成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、又は軽い場合であって、その差が試験自動車の車両総重量の -5% 以内又は -20 kg 以内の場合は同一と見なすことができる。

5-3-11-3-2 COCペーパーの審査

(1) COCペーパーは、原本又は原本と照合した写しでなければならない。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取り扱う。

(2) COCペーパーに記載されている車台番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものとは一致していなければならない。

5-3-11-3-3 EU加盟国の自動車検査証等の審査

(1) EU加盟国の自動車検査証等は、原本又は原本と照合した写しでなければならない。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取り扱う。

(2) EU加盟国の自動車検査証等に記載されている車台番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものとは一致していなければならない。

5-3-11-3-4 ECER51 又は 70/157/EEC 認可書の審査

(1) 協定規則第 51 号附則 I の車両型式認可書又は欧州連合指令 70/157/EEC 附則 I 付録 2 の車両型式認可書でなければならない。

(2) ECER51 又は 70/157/EEC 認可書に記載された車両型式と当該並行輸入自動車の車両型式が同一でなければならない。

5-3-11-3-5 WVTA プレートの写真の審査

(1) WVTA プレートの写真は、WVTA プレートの表示内容の詳細が確認できるものでなければならない。

- (2) WVTA プレートの写真の車台番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものと一致していなければならない。
- (3) WVTA プレートは、車両型式認可番号が表示されているものでなければならない。

【例】 WVTA プレート上に刻印される車両型式認可番号の例

e1*92/61*0004 (欧州連合指令 92/61EEC に基づきドイツで車両型式認可を取得し、その認可が 4 番目であることを示す。)

5-3-11-3-6 車両データプレートの写真の審査

- (1) 車両データプレートの写真は、車両データプレートの表示内容の詳細が確認できるものでなければならない。
- (2) 車両データプレートの写真は、当該並行輸入自動車のものでなければならない。
- (3) 車両データプレートは、協定規則第 5 1 号の認可番号が表示されているものでなければならない。

【例】 車両データプレートの認可番号の例

E4 51R-022439 (協定規則第 5 1 号第 2 改訂版の認可をオランダで取得し、その認可番号が 2439 であることを示す。)

5-3-11-4 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面の省略

次のいずれかに該当する場合は、消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面を省略することができる。

- (1) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車
- (2) 乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- (3) 届出書(その 2)に記載された消音器の表示が、次のいずれかの表示であるもの
 - ① 協定規則第 9 号、第 41 号若しくは第 51 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示
 - ② 協定規則第 59 号若しくは第 92 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

5-3-12 その他保安基準への適合性を証する書面

- (1) 事務所長等は、保安基準への適合性の判断に必要と認める場合は、タイヤ負荷率計算書、最大安定傾斜角度計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。
- (2) 事務所長等は、当該並行輸入自動車が別添 1「改造自動車審査要領」3.(1)から(9)までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があった場合は、同要領の別表(改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表)に掲げる添付資料のうち、装置の変更部位の保安基準への適合性の判断に必要な資料の提出を求めるものとする。
- (3) 届出者は、(1)又は(2)により事務所長等が提出を求めた場合を除き、その他保安基準への適合性を証する書面を省略することができる。

第6 書面審査の決裁

6-1 書面審査の起案

(1) 書面審査担当者は、次の区分毎に定める様式を用いて、起案を行う。

- | | |
|------------------|--------|
| ① 乗用自動車 | 第13号様式 |
| ② 乗合、貨物又は特種用途自動車 | 第14号様式 |
| ③ 二輪自動車等 | 第15号様式 |
| ④ 大型特殊自動車 | 第16号様式 |
| ⑤ 被牽引自動車 | 第17号様式 |

(2) 書面審査担当者は、必要に応じ第18号様式（技術基準適合性審査表）を添付するものとする。

6-2 書面審査の決裁

6-1（書面審査の起案）により事務所長等の決裁を得たものは、書面審査が終了したのものとする。

6-3 受付台帳への入力

事務所長等は、書面審査が終了したのものについて、速やかに受付台帳に決裁年月日の入力を行い受付台帳の承認作業を行うものとする。

6-4 決裁書面等の保管

事務所長等は、書面審査が終了した届出書等を、新規検査等の申請があるまで保管する。

第7 現車審査

7-1 現車審査の実施

現車審査は、新規検査等の前日までに第6（書面審査の決裁）の処理が終了している並行輸入自動車について、届出書等及び6-1（書面審査の起案）(1)の書面審査の様式を用いて、規程2-7（審査の実施方法）及び本審査要領の規定に基づき実施する。

7-2 現車審査の保留

次のいずれかに該当する場合は、審査を保留する。この場合において、受検者に対しては、書面が未審査である旨を口頭で通告し、その理由を検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

- ① 規程2-6（審査依頼書の受理）により審査依頼が行なわれたものであって、7-1（現車審査の実施）に該当しない場合
- ② 書面審査の内容と当該並行輸入自動車に相違がある場合であって、検査当日に保安基準への適合性を判断することが困難であり、改めて第5による書面審査を必要とする場合

7-3 不適切な改善

保安基準に適合させるための改善を施した部位であって、次に掲げるものは、保安基準に適合しないものとする。

- ① 規程2-4（不適切な補修等）に該当するもの

- ② 取り付けられた灯火器の配線が車体表面に出ているもの（二輪自動車等であつて、車体内に配線することが困難なものを除く。）等、取り付けが不適切なもの
- 7-4 排出ガス試験結果成績表

(1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機、減速比（書面審査により確認したものを除く。）は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。

この場合にあつて、排出ガス試験結果成績表中の変速機の別は、次のとおりとする。

- ① 変速機の「手動」とは、動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換を手動で行う変速機をいう。
- ② 変速機の「自動」とは、変速段の切換が自動的に行われる変速機をいう。
- (2) JE05 測定モード及び二輪自動車等 WMTC モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあつては、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであつて、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する表4の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10 kgを乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。なお、車両重量を1回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10 kgを乗じた値」を「10 kg」とそれぞれ読み替えて適用する。

また、二輪自動車等のうち WMTC モードにより排出ガス試験を実施したものにあつては、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する表4の等価慣性重量に係る車両重量と算出した車両重量との差が、+10 kg以内又は-20kg 以内であるときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。

(3) JE05 測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあつては、次のいずれかに適合するものでなければならない。

- ① 機械式慣性のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の試験自動車重量が、表4の試験自動車重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。
- ② 機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量と当該並行輸入自動車の試験自動車重量との相違は、以下の範囲になければならない。
- ア 当該成績表に記載されている等価慣性重量が 4, 000 kg未満の場合は、等価慣性重量+125 kgから等価慣性重量-124 kgの範囲
- イ 当該成績表に記載されている等価慣性重量が 4, 000 kg以上の場合は、等

価慣性重量+250 kgから等価慣性重量-249 kg(下限が 3, 875 kg未満となる場合は、3, 875 kgと読み替える。)の範囲

7-5 排出ガス基準適合証明書

排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のものと同様でなければならない。

7-6 熱害試験結果成績表

規程 4-51-1-2 (1)によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同様でなければならない。

また、等価慣性重量は、7-4 (排出ガス試験結果成績表) (2)の取扱いに準じるものとする。

7-7 技術基準への適合性

5-3-10-4 (技術基準への適合性を証する書面の省略)により、当該書面を省略した場合であって、次に掲げるものは、当該技術基準に適合しないものとする。

- ① 該当する指定自動車等の構造・装置と相違している場合
- ② 別表第1 (同等外国基準等)の内容が確認できない又は相違している場合

7-8 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性

7-8-1 加速走行騒音試験結果成績表

(1) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている消音器の個数、一酸化炭素等発散防止装置(触媒の有無)、変速機の種類、減速比(書面により確認したものは除く。)及び車両総重量は、当該並行輸入自動車のものと同様でなければならない。なお、当該並行輸入自動車の車両総重量が当該成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、又は軽い場合であって、その差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一と見なすことができる。

(2) 当該並行輸入自動車の消音器の消音器表示、一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器の一酸化炭素等発散防止装置(触媒)の取付個数並びに取付位置及び消音器の外観形状は、加速走行騒音試験結果成績表の添付写真のものと同様でなければならない。なお、消音器に騒音防止性能確認標章の表示があるものにあつては、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と当該標章の確認番号が一致していなければならない。

7-8-2 WVTAプレート又は車両データプレート

当該並行輸入自動車のWVTAプレート又は車両データプレートは、5-3-11-3-5(WVTAプレートの写真の審査)又は5-3-11-3-6(車両データプレートの写真の審査)と同一のものが車両に取付け又は貼付されていなければならない。

7-8-3 消音器の表示の確認

当該並行輸入自動車の消音器には、届出書(その2)の消音器の表示欄に記載されている消音器の表示と同一のものが表示されていなければならない。なお、5-3-11-1(消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面の種類)①以外の書面に基づく自動車の消音器には、規程4-48-2-2(3)②イに規定する消音器の表示(製作者の商号又は商標)が付されていなければならない。

7-9 二輪自動車等の緩衝装置

- (1) 前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作され、後輪にばねその他緩衝装置を備えていない状態で輸入された二輪自動車等（緩衝装置が取り外されているものを除く。）は、規程4-21-1（緩衝装置の装備要件）に適合するものとする。
- (2) 事務所長等は、車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる二輪自動車等であって、前輪に緩衝装置を有し後輪にばねその他緩衝装置を備えていないものは、(1)に該当すると判断する。

7-10 最大積載量

- (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の最大積載量は、規程4-104（最大積載量）によるほか、当該指定自動車等の同一型式内の類別区分中の最も大きい軸重の許容限度、車両総重量及び最大積載量を超えない範囲で指定する。
- (2) (1)以外の並行輸入自動車の最大積載量は、規程4-104（最大積載量）によるほか、次の規定を順次適用して指定する。なお、①から③までの規定により指定できない場合は④に定める資料の提出を求めるものとする。
 - ① 米国連邦自動車安全基準又はカナダ自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合は、当該許容限度（最大積載量の許容限度が表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。）を超えない範囲内
 - ② COCペーパーにより車両総重量の許容限度が明確な場合は、当該許容限度を超えない範囲内
 - ③ シリアル番号の解説により車両総重量の許容限度（GVWR）の範囲が判断できる場合は、当該範囲の最小の許容限度を超えない範囲内
 - ④ ①から③までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内

第8 届出書等の保存期間

8-1 不受理の届出書等

事務所長等は、3-2-1（不受理の通知）なお書②の方法によっても不受理の旨を届出者に対し通知できない場合又は3-2-2（不受理通知後の取扱い）なお書の返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

8-2 新規検査等が終了した届出書等の保存方法及び保存期間

- (1) 事務所長等は、新規検査等が終了した届出書等に検査終了年月日を記入し、検査終了年月日毎に綴り、新規検査等の日から5年間保存する。
- (2) 事務所長等は、複数の並行輸入自動車の記載がされた技術基準適合証明書の原本であって、写しの返付を行ったものについて、当該技術基準適合証明書の原本が提出された日から5年間保存する。

8-3 届出書等の取下願出書の保存期間

事務所長等は、届出書等の取下願出書について、受理日から1年間保存する。

8-4 新規検査等終了後の受付台帳への入力

事務所長等は、新規検査等終了後、受付台帳に検査終了年月日等の必要事項の入力を行う。

8-5 新規検査等の申請がない届出書等

(1) 事務所長等は、届出書等の書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して第2号様式による取下願出書の提出を求め、届出者に届出書等を返却するものとする。

(2) 事務所長等は、(1)により届出者に対し取下願出書の提出を求める場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ各号に掲げる日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。

① 事務所長等から求められた取下願出書の提出又は事務所長等から返却された届出書等の受領に届出者が応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日

② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日